

感感発 0930 第 3 号
感予発 0930 第 1 号
令和 8 年 9 月 30 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感 染 症 対 策 課 長
（ 公 印 省 略 ）
予 防 接 種 課 長
（ 公 印 省 略 ）

麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について
（依頼）

麻しん及び風しんの定期接種の実施状況については、令和 7 年度の麻しん・風しんワクチンの接種実施率を公表（※）しているところ、第 1 期及び第 2 期の全国平均はそれぞれ 96.2%及び 92.7%となっています。麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）及び風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）で定める接種率目標（95%）に第 1 期は達しているものの第 2 期は達しておらず、接種率は都道府県や市町村ごとにばらつきが存在しています。

また、令和 8 年に入り麻しんの発生報告数が増加し、令和 2 年以降最多となる発生件数となっており、更なる感染拡大防止に向け、各自治体において、接種実施率を確認いただいた上で、接種率目標に達するように、積極的な接種勧奨の取組をお願いします。

また、第 2 期接種について、別添のとおり、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長に対し、教育関係部局における保健衛生関係部局と連携した情報提供及び積極的な接種勧奨の協力について依頼しています。つきましては、貴職におかれても、都道府県教育関係部局において、保健衛生関係部局と連携しつつ、令和 9 年度の小学校入学手続の機会等を通じて把握された未接種者及びその保護者に対して、情報提供及び積極的な接種勧奨を行うなど、取組を進めていただきますようお願いします。

なお、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）については現在 3 社が製造販売しており、令和 8 年度の医療機関への納入量は、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について（依頼）」（令和 8 年 3 月 31 日付け健康・

生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課連名事務連絡)でお示ししているところ。限定出荷となっていた武田薬品工業株式会社を含め令和8年9月からは3社とも通常出荷となっており、令和8年8月以降の医療機関への納入量の見込みは別紙のとおりです。ついては、定期接種の確実な実施に当たり、必要なワクチンの安定的な供給等を図ることが重要ですので、貴管内の関係団体、医療機関、卸売販売業者等との連携に努めていただくようお願いします。

(※) 麻しん風しん予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html>

【参考】

○厚生労働省ホームページ

・MR ワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/mr/index.html

○国立健康危機管理研究機構ホームページ

・麻しんについて

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/measles/index.html>

・風しんについて

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ha/rubella/index.html>

○麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について（依頼）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001684397.pdf>

以上

【別紙】

MR ワクチンの医療機関への納入量

	令和 8（2026）年度 見込み（8 月以降）
4 月	289
5 月	229
6 月	190
7 月	158
8 月	156
9 月	152
10 月	144
11 月	124
12 月	106
1 月	117
2 月	113
3 月	175
合計	1, 953

（単位：千本）

- ※ 1 数量については、阪大微生物病研究会、第一三共株式会社及び武田薬品工業株式会社の MR ワクチンの医療機関への納入量の合計
- ※ 2 令和 8 年 7 月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成
- ※ 3 令和 8 年 7 月までは実績、8 月以降については医療機関への納入量の見通しを記載